

「三菱京都病院医学総合雑誌」投稿規定

1. 方針

- (1) 本雑誌は、三菱京都病院職員の諸活動を記録・掲載する学術雑誌および年報であり、原則年1回発行する。
- (2) これにより、院内各部門・各科間の交流理解を深めることを目指す。
- (3) また、学術論文・学術活動統計・臨床統計を通じて、三菱京都病院の臨床・学術活動を、関連の医療従事者に伝えることを目的とする。

2. 投稿資格

- (1) 三菱京都病院の勤務者の原稿であること。
- (2) 未発表の原稿であること。
- (3) 投稿できる論文の種類は原則として下記のとおりであり、執筆者はいずれかを選択する。
 - 原著論文：執筆者による独創的な研究から得られたもので、科学技術の進歩・発展に寄与する成果・内容を含む論文。
 - 症例報告：少数の患者を対象にした治療に関する論文。
 - 総説：各専門分野の研究動向を展望したもの、または他分野の研究者らにも理解できるようまとめられたもの。
- (4) 論文は、和文または英文とする。
- (5) 臨床研究はヘルシンキ宣言の主旨に沿ったものとする。
- (6) 他の文献より文章・図・表などを引用する場合、あらかじめ著作権者の了解を得る。その際、出典を引用個所に明記する。

3. 投稿原稿の取り扱い

- (1) 原稿の採否は編集委員会が決定する。
- (2) 編集方針にしたがって原稿の加筆、削除、部分的な書き直しなどをお願いすることがある。
- (3) 編集委員会の責任において多少字句の訂正をすることがある。
- (4) 論文の校正は、初校は著者が行い、第2校以降は編集委員が行う。
- (5) 投稿された記事の原稿などは、原則として返却しない。
- (6) 掲載は、原則として論文の種類・著者50音順とする。

4. 投稿期限

投稿期限は5月末日とする。

5. 提出物

下記2種類を提出する。

- (1) 印刷原稿：A4版サイズの紙に、横書きで印刷する。
- (2) 電子原稿

6. 著作権について

- (1) 本雑誌に掲載された論文の著作権（著作権法 第27条翻訳権、翻案権等 第28条二次的著作物

の利用に関する著作権者の権利)は三菱京都病院に帰属する。

- (2) 投稿の際に、既発表の図(写真を含む)・表などを引用転載する場合、必ず出典を明示し、著作権法に基づき、著作権者の書面による同意を得ること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、執筆者がその責を負う。
- (3) 三菱京都病院は、当該論文等の全部または一部を、三菱京都病院ホームページまたは三菱京都病院が認めたネットワーク媒体、その他の媒体において任意の言語で掲載、出版(電子出版を含む)できるものとする。この場合、必要により当該論文の抄録などを作成して付すことがある。
- (4) 本誌発行後、執筆者が当該著作物の再利用を希望する場合は、三菱京都病院編集委員会に連絡する。三菱京都病院編集委員会は、非営利目的での再利用には原則として意義を申し立てない。

7. 別 刷

- (1) 別刷を希望する場合は、著者校正の時点で必要部数を申請し著者が実費で支払う。価格は別途見積料金となる。発行後に注文すると割高になる。
- (2) 筆頭著者には掲載誌を一部贈呈する。

「三菱京都病院医学総合雑誌」執筆規定

1. 記載事項

下記項目を記載順に記入する。

- (1) 論題：できるだけ短いものがよいが、内容をよく表現すること。
- (2) 所属：医師は科名を、それ以外は部名を記載する。
- (3) 著者名：全著者の姓名を所属別に記載し、よみがなを振る。著者が複数の場合、論文に関する問い合わせを受ける著者名を筆頭著者に記載する。
- (4) 要旨：和文300字以内、欧文200字以内で記載する。当論文で著者が強調したい要点を含め、目的・方法・結果などを客観的にまとめる。
- (5) キーワード：「Key words」と見出しをつけてから、日本語あるいは英語で3つ選択し記載する。MeSHの使用が望ましい。
- (6) 本文
- (7) 文献
- (8) 図表

2. 本文の規定

- (1) 6,000字以内で、和文・英文いずれも可とする。
- (2) 文章は「である調」とし、簡潔で明確に表現する。
- (3) 略称・略語を使用する場合は最初に出てくる個所で正式名称を記載する。
例：世界保健機関(WHO)
世界保健機関(World Health Organization: WHO)
World Health Organization(WHO)
- (4) 薬剤名は、できるだけ一般名を記入する。

3. 文字の規定

- (1) 漢字は原則として常用漢字を用いる。
- (2) 数字は原則としてアラビア（算用）数字を用いる。
- (3) 英文・2ケタ以上の数字には半角文字を使用する。
- (4) 半角カタカナ文字は使用しない。
- (5) 年号は西暦を使用する。
- (6) 外国語名は原語のまま用い、日本語化しているものはカタカナを用いる。
- (7) イタリック体やゴシック体を特に指定する場合にはその箇所に下線を引き、その旨を明記する。

4. 見出しの規定

各項目の見出しは、次の順に用いる。

1. 2. 3. . . .
- (1) (2) (3) . . .
- 1) 2) 3) . . .
- i) ii) iii) . . .
- a. b. c. . . .

5. 図表の規定

- (1) 図表は原則として10枚以内とする。
- (2) 図表は本文中に貼付せず、一枚ずつA4版の用紙に貼付する。
- (3) 図表には標題、番号、必要であれば説明文を付し、本文中の該当箇所にも図表番号を明記する。
- (4) 図表の作成ソフトは、Microsoft Word/Excel/PowerPoint, Adobe Photoshop/Illustratorなどが好ましい。それ以外のソフトの場合は、PDFまたはJPEG形式で保存する。
- (5) 本文中に図表の挿入箇所を指定したい場合は、赤文字で明確に記載する。

6. 度量衡の規定

- (1) 度量衡は、国際単位系（SI）を記載する。ただし、mmHGなど医療上汎用されている単位は使用可とする。
- (2) 二文字以上の単位は半角で表示する。例：mm → mm
- (3) リットルは「L」で表記する。

7. カッコ類の規定

- (1) 引用符を二重、三重に使うときは、「『 “ ” 』」の順に用いる。
- (2) かっこ類を二重、三重に使うときは、〔（＜＞）〕の順に用いる。

8. 文献記載規定

- (1) 本文中に言及された順番に従い、連続的に番号を振る。
- (2) 本文中の該当箇所にも右肩に小さく文献番号を明記する（上付き文字）。
- (3) 記載方法の詳細は、次頁『「三菱京都病院医学総合雑誌」文献記載規定』を参照する。
- (4) 文献には引用文献と参考文献がある。引用文献とは本文内で内容の一部または人名を記載したものであり、参考文献とは研究上参照した書物、文献である。引用文献名は必ず文献欄に記載する。

(2014年12月改訂)